

7 高校生活のルール

1 はじめに

高校生活の目標として「豊かな人間関係を築き、地域社会人として考え行動し、自らの夢に挑戦できる姿」の実現をめざします。

そのために、学校は次の優先順位でみなさんの充実した高校生活を支援します。

1. 命に関わること（交通安全と生活安全）
2. 基本的な生活姿勢を向上すること（時間を守る・服装を整える・言動の質を高める）
3. 社会に必要とされる人としての人間性を磨くこと（高い人権意識、思いやりの心、豊かなコミュニケーション力）

2 頭髪・服装の規定

(1) 加茂農林高校生として品位ある身だしなみをします。着くずしやスカート丈の変形など制服の改造は認めません。

(2) 下記の指定された制服および防寒着類は次のように着用する。

◎：着用する ○：着用してもよい △：選択できる ×：着用しない

		冬服（10月から5月）		夏服（6月から9月）	
		Aタイプ	Bタイプ	Aタイプ	Bタイプ
指 定 制 服	ブレザー	◎	◎	×	×
	ズボン	◎	×	◎	×
	スカート	×	◎	×	◎
	ネクタイ・リボン	△	△	△	△
	カッターシャツ	◎	×	○	×
	ブラウス	×	◎	×	○
	半袖シャツ	×	×	○	○
	ベスト	○	○	○	○
	セーター	○	○	×	×
	他 防寒具類※	○	○	×	×

いずれか選択

※制服の規定については、保護者・本人の申し出によって柔軟に対応する。

※防寒具について

○コート、マフラー・・・華美なものは禁止する。

○スカートの下にジャージ等をはいてはいけない。

※ソックス類について

○膝下までの白又は黒、紺色とする。柄物・華美なものは禁止する。

○ストッキングも派手な色や柄物は着用できない。

(3) 頭髪の規定

ア 清楚で高校生らしい髪型とする。

イ 毛染め、脱色、付け毛など特殊な髪型にはしない。

- (4) 現金などの貴重品は、必要最小限の金額等にとどめる。
- (5) 携帯電話・スマートフォンは自分で責任を持って管理する。
- (6) 履物の規定
 - ア 下履きは、安全に登下校できる靴であること。高価、華美なものは避ける。サンダル、草履（クロックスなど）は禁止。
 - イ 上履きは、学校指定のスリッパを使用する。
- (7) 通学用靴は指定のものはないが、通学に支障のないものとする。華美なものは禁止。
- (8) 装身具（ピアス、ネックレス、指輪等）および化粧、マニキュア、カラーコンタクト、色付きリップなどは禁止する。

3 禁止事項

次の行為については、高校生活の大きな障害になるので、特別指導の対象とする。

- (1) 無届の欠席・欠課・遅刻・早退・外出
- (2) 考査時の不正行為
- (3) 飲酒、喫煙やシンナーなどの薬物の使用
- (4) 交通違反、暴力、恐喝、窃盗(万引き)、その他法律・条例等で禁止されている行為
- (5) 定期券及び身分証明書の貸与・借用、その他の不正使用
- (6) 青少年保護育成条例で禁止されている映画の鑑賞や書籍の閲覧
- (7) 公共物の無断使用や破損
- (8) 風紀上好ましくない場所への出入り
- (9) 公安上危険な物品の所持
- (10) 自動二輪および四輪自動車の運転及び免許取得
- (11) 他人の車へ安易に同乗すること、車輛の暴走行為の見学
- (12) SNS(LINE・X等)など不特定多数が閲覧できるメディアへの個人情報の流出や他人の誹謗中傷^{ひぼう}
- (13) その他高校生としてふさわしくない行為

4 届出事項

次の場合は、所定の用紙を提出し、指示を受ける。

- (1) 遅刻届(担任に提出)

遅刻したときは、遅刻届を生徒指導室又は職員室で受けとり必要事項を記入し、教室に入室する。その後、遅刻届を担当の先生に提出する。

ただし、午前8時35分から8時45分(朝読書)の間は、職員室で遅刻届を記入するとともに朝読書も職員室で行う。

(注)欠席・遅刻の連絡は、保護者から学校へ午前8時20分までにWebの欠席連絡フォームから送信する。

※遅刻の多い者に対する特別の指導

遅刻回数が累積5回になった生徒には遅刻特別指導を行う。保護者、生徒指導部、学年会、担任等が連携して3～6日程度の早朝指導を行う。

(2) 異装願い(生徒指導部に提出)

けがなどでやむを得ず学校規定の服装ができない旨を保護者連名で提出する。

(3) 自転車通学届

自転車通学を希望するときは提出する。

【自転車通学申請の手順】

自転車通学を希望する生徒は、次の手続きが必要である。また許可後は自転車通学心得を守る。

①通学に使用する自転車を準備する。自転車は次の項目について点検・登録をしてあること。

- ・防犯登録が済んでいること
- ・各部の点検が済んでいること（ブレーキの効き、ライトの点灯、ベルが鳴るか、鍵が2個以上ある、両足スタンドである、雨合羽(指定なし)があること)
- ・変形ハンドルやハンドルの角度を上げるなど改造車は許可しない。

②自転車通学届を担任に提出する。

③自転車保険に必ず加入する。ヘルメットを着用する。

④入学後、1年生は一斉に自転車点検を行う。合格した車両には、通学用自転車ステッカーを交付する。ステッカーは指定の場所に貼り付ける。ステッカーのない自転車は校内に乗り入れできない。故障等で、やむを得ずステッカーのない自転車で登校する時は、生徒指導部に申し出る。

(4) アルバイトについて

1年生の1学期は、生活のリズムを確立するためにアルバイトは禁止する。

【アルバイトの申請】

ア 学習活動を優先するためアルバイトは望ましくありません。ただし家庭の事情等のある場合は、生徒指導部に届け出る。

イ 定期考査の1週間前から定期考査中はアルバイトを禁止する。

ウ 次の項目に該当する仕事内容は許可しない。

- ・危険を伴う職種及び夜間の業務
- ・遊技場又はこれに類するところ
- ・居酒屋など、アルコール類を主として供する業務
- ・その他望ましくないと思われるところ

(5) 学生割引証明書

帰省、就職試験・大学受験など下記の目的のため、J R 鉄道の旅行距離が片道 100km 以上利用する場合は2割引となる。

* 目的 (例)

ア. 休暇・所用による帰省

イ. 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業および試験などの正課の教育活動

ウ. 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外教育活動

The image shows two forms from Kashiwa University of Education. The top form is titled '異装願い' (Request for Special Permission) and the bottom form is titled '異装許可証' (Special Permission Certificate). Both forms have fields for the student's name, grade, and guardian's name, and a section for the reason. The bottom form also has a section for the date and signature of the student guidance officer.

- エ．就職又は進学のための受験等
- オ．学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- カ．傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- キ．保護者の旅行への随行
- (6) 公共物破損届（管理責任者、担任、生徒指導部、事務部に提出）
公共物を破損したときに提出する。
- (7) 紛失届、盗難届（担任、生徒指導部に提出）
物品を紛失したり、盗難にあったとき提出する。
- (8) 交通事故報告書（担任、生徒指導部に提出）
交通事故にあったとき又は交通事故を起こしたとき提出する。

5 許可規程

- (1) 早退・外出許可証（担任に提出）

体調等やむを得ず早退する場合は、早退届を生徒指導室か保健室でもらい、必要事項を記入し、担任の許可を得てから許可証を携帯して下校する。

帰宅後は、安全に帰宅したことを確認するために、速やかに保護者の方から帰宅確認の電話を学校へ入れる。

※ただし、緊急に早退が必要になった場合は、最寄りの先生の許可を得る。

- (2) 普通自動車の運転免許取得

高校生の普通自動車の運転免許取得については、保護者同意の上で願い出た生徒について、下記の規定に従って許可する。

ア 許可規定

自動車学校に入校を希望する生徒は、次の順位に従って許可する。

(ア) 就職内定者

- ・就職内定先から入社時免許取得を条件とされている。
- ・就職内定者のうち、普通自動車運転免許が仕事上必要と思われる。

(イ) 進学希望者で合格が内定している。

(ウ) 生徒指導上問題がない。

イ 入校時期

原則として3年次の自宅学習に入る時期(2月中旬)とする。ただし就職内定者については、11月下旬(定期考査終了後)にさかのぼり入校を許可する。進学予定者については冬季休業中、明け以降とする。

ウ 入校申し込みの時期と方法

入校申し込みは、就職・進学が内定した以降で、本校で定められた日以降とする。入校申し込み希望者は、「普通自動車運転免許取得許可願」を担任を通じて学校長に提出し、学校長より「普通自動車運転免許取得許可証」を得た後、自動車学校に手続きを行う。

エ 卒業式以前に合格した免許証は、卒業式後まで自動車学校預かりとする。

最近における交通事故の多発は見過ごすことのできない問題であり、現在大きな社会問題になっています。高校生も例外なくこの渦中に巻き込まれ、時には被害者となり、時には加害者となっています。

将来ある諸君の生命を尊重し、事故を防止することは学校の心からの願いであります。

本県では県高等学校PTA連合会が主体となって、学校、警察および一般県民の協力を得ながら高校生は

車の免許を取らない 買わない 乗らない 乗せてもらわない

の「四ない運動」が推進され、効果を上げていることは承知の通りです。

運転免許証の取得および運転は固く禁止されておりますので、保護者の皆さまにおかれてもこの趣旨を十分ご理解、ご協力いただくと同時にご家庭においても一層ご指導くださるようお願いいたします。

6 許可事項

次の場合は、届出し許可または指示を受ける。

- (1) 教室、体育館、浄心館、運動場、運動具、農場の機械器具・備品の使用
(管理責任者に)
- (2) 校内の掲示、校内放送（特別活動部に）
- (3) 印刷物の発行、配布（特別活動部に）

7 次の事項は担任又は学校へすみやかに連絡してください。

- (1) 身体に異常が起きたとき。
- (2) 生徒あるいは家族が法定伝染病にかかったとき。
- (3) 交通事故、その他の事故が発生したとき。
- (4) 生徒あるいは家族が不慮の災害を受けたとき。
- (5) その他必要と認められる場合。

8 次の事項は、すみやかに保護者から担任に直接報告してください。

- (1) 校外で補導されたとき。
- (2) 家庭裁判所からの出廷依頼があり、出廷するとき。
- (3) 警察署などに出頭する（した）とき。
- (4) 保護者が身元引き受け人として警察署へ出頭したとき。
- (5) その他必要と認められる場合。

9 校則の改正、または廃止の手続きについて

- (1) 生徒会は生徒の意見を集約し、生徒会執行部にて校則の改正または廃止についての議論を行う。
- (2) とりまとめた意見は、学校運営協議会にて検討し、改正または廃止が必要か審議する。

- (3) 改正または廃止が必要と判断されたものについては、職員会議（内規検討委員会）で最終判断を行い、校長がこれを決定する。
- (4) 校長は決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。